

平成29年3月16日 第3回常任委員会決定

平成29年6月16日 平成29年度第1回国民体育大会委員会承認

福井しあわせ元気国体 宿泊要項

(第73回国民体育大会(福井県) 宿泊要項)

1 趣旨

この要項は、第73回国民体育大会の正式競技および特別競技に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員および視察員(以下「大会参加者」という)の宿泊等に関して必要な事項を定める。

2 方針

「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会実行委員会(以下「県実行委員会」という)および会場地市町実行委員会(以下「会場地実行委員会」という)は「福井しあわせ元気」国体合同配宿本部(以下「合同配宿本部」という)を設置し、緊密な連携のもと、相互に十分な連絡調整を行うとともに、関係する機関および団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

合同配宿本部は、競技団体、旅館ホテル生活衛生同業組合等の関係団体、宿泊施設等と連絡調整のうえ、大会参加者の宿舎の選定、確保および配宿等に関する業務にあたるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停およびあっせんを行う。

4 宿舎の選定および確保

宿舎の選定および確保については、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿泊は、原則として会場市町内の旅館等(旅館業法(昭和23年法律第138号)の許可を受けて営業を行うホテル、旅館および簡易宿所をいう。以下同じ)を利用する。
- (2) 会場地市町内の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じて、県内外の近隣市町村の旅館等および寮、研修所、公民館等宿泊施設に転用可能な施設を利用する。
- (3) 風紀、衛生および防災上の支障があると認められる旅館等は利用しない。

5 配宿

大会参加者の配宿にあたっては、合同配宿本部が次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 選手・監督の宿舎は、競技会場、練習会場までの交通状況および環境等に配慮し、都道府県別、競技別、種別および男女別を考慮して配宿する。
- (2) 選手・監督の宿舎は、原則として都道府県選手団本部役員、競技会役員および競技役員とは別にする。
- (3) 競技会役員および競技役員については、できる限り同一、または近隣の宿舎に配宿する。
- (4) 1人の宿舎に要する広さは、 3.3m^2 (2畳)以上とする。

- (5) 合同配宿本部が指定する宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての紛議および損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

6 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は、次のとおりとする。

(1) 宿泊および素泊まり

- ① 宿泊とは、入宿日の 15 時から、出発日の 10 時までの客室の使用をいうものとし、原則として 1 泊 2 食とする。
- ② 素泊まりとは、食事を伴わない配宿をいう。

(2) 宿泊料金

- ① 宿泊料金は下記の料金範囲内とする。ただし、大会役員等が、定員未満での利用などを希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

区分	消費税	宿泊料金		備考
		1泊2食	素泊まり	
営業施設等	税抜	4,000 円 ~ 15,000 円	2,800 円 ~ 10,500 円	通常のサービス・奉仕料および冷暖房料を含む。
	税込(8%)	4,400 円 ~ 16,200 円	3,100 円 ~ 11,400 円	

- (注)
- ・営業施設等における「1泊2食」料金は 500 円刻みとする。
 - ・営業施設等における「素泊まり」料金（税抜）は「1泊2食」料金の 70%相当額（100 円未満切り上げ）とする。
 - ・営業施設等とは、旅館等および旅館業法の規定に基づく営業許可を有していない寮、研修所、公民館等をいう。

(3) 入湯税および消費税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに前日の 12 時までに申し出た場合に限る。ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時刻までに申し出ることが困難な場合は、宿舎と協議して決定する。

- ① 夕食欠食した場合の宿泊料金（税抜）
当該施設の宿泊料金から 20%を控除した額（100 円未満切り上げ）とする。
- ② 朝食を欠食した場合の宿泊料金（税抜）
当該施設の宿泊料金から 10%を控除した額（100 円未満切り上げ）とする。

区分	消費税	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
営業施設等	税抜	3,200 円 ~ 12,000 円	3,600 円 ~ 13,500 円
	税込(8%)	3,500 円 ~ 13,000 円	3,900 円 ~ 14,600 円

(5) 休憩料金

入宿日 15 時以前および出発日の 10 時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用した時の入浴料は、当該宿舎が負担する。

(7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者（宿舎申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ）が、各宿舎の指定する方法により、現地にて精算する。

ただし、選手・監督および都道府県選手団本部役員にあっては、出発日に一括精算することができる。

(8) 宿泊取消料

- ① 大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は次のとおりとする

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不 要	素泊まりまたは欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税抜)の 20%	
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税抜)の 50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金(税抜)の 100%	

(注) ・ 荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

・ 取り消した泊数にかかわらず、一人につき 1 泊分の取消料のみとする。

- ② 選手・監督が競技敗退後、または荒天等による競技会会期短縮の決定後において宿泊を取り消す場合は、前号の定めにかかわらず、特例として次のとおりとする。なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消料	備考
敗退日当日または競技会期短縮決定日 当日の宿泊の取消し	宿泊料金(税抜)の 100%	素泊まりまたは欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
敗退日翌日以降または競技会期短縮決定日 の翌日以降の宿泊の取消し	不 要	

- ③ 宿泊申し込み後、変更・取消しの申し出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、上記①、②の定めにかかわらず、宿泊料金(税抜)の全額とする。また、宿泊責任者または本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

(9) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、平成 30 年 9 月 5 日（水）15 時から平成 30 年 9 月 18 日（火）10 時および平成 30 年 9 月 25 日（火）15 時から平成 30 年 10 月 10 日（水）10 時までとする。

ただし、選手・監督、競技会役員および競技役員においては、参加する競技の開始日の 4 日前の 15 時から、競技終了日翌日の 10 時までとする。

7 宿泊の申込み

- (1) 宿泊の申込みは、別に定める宿泊業務実施要領（以下「実施要領」という）により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して合同配宿本部に行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入のうえ、ファクシミリまたは郵便により行うことを認めるものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日時とする。

また、選手・監督、都道府県選手団本部役員にあっては、第 73 回国民体育大会実施要項（以下「大会実施要項」という）に定める人員を超える宿泊申込は認めない。

- (2) インターネット等による宿泊申込は、実施要領に定める申込期限以降は受け付けず、申込期限までに宿泊申込がなかった場合は、実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。

8 宿泊の変更および取消し

- (1) 大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用して配宿を行うことから、大会への参加取消し等の特別な事情のない限り認めない。なお、不適切な対応が発生した場合は、日本体育協会の国民体育大会委員会において報告する。

- (2) 入宿前の変更取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに合同配宿本部に行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消しが困難な場合は、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとし、この場合にあっても、速やかに合同配宿本部へ連絡するものとする。

なお、その効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到着した日時とする。

- (3) 入宿後にあつては、宿泊責任者が、直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申し出のあった日時とする。

9 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、安全、安心で栄養バランスが良く、豊かな自然に恵まれた福井県特産のさまざまな食材を取り入れた郷土色豊かな献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。
- (2) 国体昼食弁当については、大会参加者の希望により、県実行委員会および会場地実行委員会が次によりあっせんするものとする。

区分	消費税	料金
昼食弁当(お茶を含む)	税抜	900 円以内
	税込(8%)	972 円以内

10 その他

- (1) この事項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。
- また、報道員およびその他大会関係者の宿泊等に関して必要な事項は、別に定めるものとする。
- (2) 宿泊料金、昼食弁当料金ともに、消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合は、変更後の税率を適用するものとする。